



長野県報

2月7日(木)
平成31年
(2019年)
第3048号

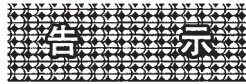
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	1
公共測量の実施(建設政策課)	1
公共測量の終了(3件)(建設政策課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	2
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会)	2

公告

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	2
--------------------------------	---



長野県告示第52号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 一陽会	特別養護老人ホーム 陽だまりの丘	飯田市北方3369-1	平成31年2月1日
(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 一陽会	短期入所生活介護 陽だまりの丘	飯田市北方3369-1	平成31年2月1日
(登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 一陽会	地域密着型特別養護老人ホーム 陽だまりの丘	飯田市北方3369-1	平成31年2月1日

介護支援課

長野県告示第53号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

- 2 作業期間
平成31年1月21日から平成31年7月31日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)

長野県告示第54号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点）
- 2 作業期間
平成30年10月17日から平成31年1月28日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第55号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成30年5月7日から平成30年10月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第56号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）2点
（3級基準点測量）1点
- 2 作業期間
平成30年9月3日から平成31年1月22日まで
- 3 作業地域
北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第57号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成31年2月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
千本木川
- 2 一部について指定を解除する区域
諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県内水面漁場管理委員会指示第24号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成31年2月7日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

- 1 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 2 指示の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年2月7日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

- 1 許可番号
平成30年10月12日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東御市和字上中原2891、2892、2908-1、2909、2911-1、2911-2、2912-1、2912-2、2912-3、2912-5、2913-1、2914、2915、2916-1、2918-1、2922、字野行田7916-11、7916-12、7916-6先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東御市県281-2
東御市長 花岡 利夫

都市・まちづくり課